

高速船規則検査要領

高速船規則検査要領

2013年 第1回 一部改正

2013年 5月30日 達 第25号
2013年 2月 4日 技術委員会 審議

ClassNK
一般財団法人 日本海事協会

「高速船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

14 編 国際航海に従事する船舶に対する特別要件

1 章 通則

1.1 一般

1.1.1 を次のように改める。

1.1.1 適用

-1. **HSC コード 7.3.1.3** の規定に関し、階段室は、低火災危険場所と分類して差し支えない。

-2. **HSC コード 7.4.2.3** の規定に関し、次の(1)から(4)によること。

(1) 耐火時間

高火災危険場所 (カテゴリ A) 及び中程度の火災危険場所 (カテゴリ B) 内の主要な荷重支持構造並びに制御場所を支持する構造の構造耐火時間は、少なくとも、これらの支持構造が位置する区画を閉囲する仕切りに対して要求される **HSC コード表 7.4-2** に規定の構造耐火時間のうち最大のものとする。ただし、**HSC コード 7.4.1.1** に従って、いかなる場合も構造耐火時間は 30 分未満としないこと。また、**HSC コード表 7.4-2** に規定される仕切り以外の鋼製の荷重支持構造には、防熱を施す必要はない。

(2) 耐火構造範囲

耐火構造範囲は、高火災危険場所 (カテゴリ A) 及び中程度の火災危険場所 (カテゴリ B) 内のすべての荷重支持構造に加え、制御場所を支持するすべての構造とすること。また、制御場所を支持する構造の垂直方向の耐火構造範囲は、船体内部の区画も含め、荷重を支持するすべての範囲とすること。ただし、ボイド区画内の構造については、この限りではない。

(3) 火災試験

隔壁又は甲板と同様の材料の柱については、隔壁又は甲板に対する標準火災試験である **FTP コード Annex 1 Part 11** により認定された防熱を適用することができる。また、当該柱の構造耐火時間は、火災試験により認定された時間とすること。

(4) 荷重ケース

区画内における火災を想定した荷重支持性能計算には、区画内のすべての鋼製構造 (柱を含む)、防熱したアルミニウム構造及び防熱した **FRP** 構造を含めて差し支えない。一方で、防熱していないアルミニウム構造及び防熱していない **FRP** 構造は含めないこと。火災が一つの閉囲された区画において発生し、他の閉囲された区画に伝播しないと想定される場合は、シングルファイアーコンセプト (火災の発生が同時に複数区画では起こらないという概念) を適用することができる。

-23. **HSC コード 7.4.4.1** の規定に関し、2 層の甲板にわたる公室は、次による場合、1 つの区画として考えて差し支えない。

- (1) 甲板の開口部の平均長さ及び幅が、公室空間全体の上部における平均長さ及び幅が 25%以上、あるいはこれに相当する面積となる場合
- (2) 両方の甲板から、隣接する安全区域に直接通じる十分な脱出手段が備えられる場合
- (3) 単一の弁により起動するスプリンクラー装置により、空間全体が保護されている場合

-34. **HSC コード 9.1.5** の規定に関し、デッドクラフト状態及び当該状態からの復帰に関しては、次の(1)から(3)によること。

- (1) デッドクラフト状態とは、動力を含むすべての機関が停止し、かつ、それらを復旧するための動力源（圧縮空気、始動用蓄電池など）が喪失している状態をいう。ただし、**HSC コード 12.7.2** の規定に従って配置された 1 の主発電機及び非常発電機の始動動力源（始動エネルギー源）は確保されているものとみなしてよい。
- (2) 非常電源装置が **HSC コード 12.4** の規定を満たす非常発電機である場合又は **HSC コード 12.7.2** を満たす 1 の主発電機である場合、当該発電機の始動動力源は確保されているものとみなしてよい。機関の始動に必要な給電に対して、当該発電機の始動装置と同様な保護がされている場合、当該発電機を主推進装置及び補機の復帰に使用することができる。
- (3) 非常発電機が設備されていない場合又は非常発電機が **HSC コード 12.4** を満足していない場合、主機関及び補機の作動装置は、始動空気又は初期電力及び機関始動のための給電が船外から援助を受けることなく船内で確保できるものであること。非常用空気圧縮機又は発電機を使用する場合、手動から始まる手段で始動させること。主機関及び補機の作動装置は、30 分以内にデッドクラフト状態から復帰できる機関の始動に必要な始動動力源（始動エネルギー源）及び電力を有すること。

附 則

1. この達は、2014 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 3%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。